

## 令和8年度（2026年度）石狩観光モビリティ実証事業 委託業務企画提案指示書

- 1 委託業務名  
令和8年度（2026年度）石狩観光モビリティ実証事業委託業務
- 2 業務の目的  
石狩管内における二次交通の利便性の向上に向けて、新千歳空港から管内の主要観光地・宿泊施設等を結ぶ観光バスの実証運行を実施することにより、管内観光の移動利便性の向上を図る。
- 3 委託業務の内容
  - (1) 実証バスの運行  
新千歳空港と管内主要観光地・宿泊施設間を結ぶ観光バスを実証的に運行する。
    - ア 運行時期 令和8年10月から令和9年2月末までの期間内において、観光需要や航空ダイヤ等を考慮して効果的な運行期間・運行日を提案すること。  
ただし、令和8年12月下旬から令和9年2月中旬までの期間は必ず運行期間に含めること。
    - イ 運行地域 管内において、多くの観光客の利用が見込まれ、新千歳空港からの公共交通によるアクセス利便性に課題がある地域を対象として提案すること。  
なお、札幌市定山溪地区は必須の運行先とし、その他観光地、宿泊施設等については、提案によるものとする。
    - ウ 運行本数 1日1往復、60日以上の実証運行を基本とし、需要予測や運行効率等を踏まえ、効果的な運行本数及びダイヤを提案すること。
    - エ 運賃設定 任意とするが、観光客の利用需要や既存公共交通との競合・棲み分け、旅行商品の造成可能性等を考慮し、適切な料金設定を提案すること。
    - オ 予約体系 旅行会社、OTA（Online Travel Agent）、宿泊施設等と連携し、旅行者が利用しやすい予約・販売体系を提案すること。
  - (2) バスの利用促進に向けた広報活動  
当該バスの利用促進に向けて、国内外の旅行者に対し、効果的な広報活動を実施すること。  
なお、広報媒体の選定に当たっては、ターゲット市場や利用想定者を明確にした上で、デジタル広告、SNSによる発信、旅行会社、OTA、宿泊施設等との連携などを含めて提案すること。  
また、コンバージョン率等の把握など、広告効果を検証できる手法を取り入れること。
  - (3) バス運行に係る費用対効果、市場需要などの分析  
本実証運行の結果を踏まえ、利用実績、収支状況、利用者属性、予約経路、予約手法、乗降傾向等を分析するとともに、利用者アンケート等を通じて、旅行者ニーズや満足度を把握すること。  
また、既存公共交通との役割分担や差別化、将来的な事業化・自走化の可能性、適切な運行時期・運行本数・料金設定等について検証を行い、今後の事業展開に向けた課題及び改善提案を整理することとし、効果的な分析手法・効果測定手法について提案すること。
  - (4) 多言語対応  
バスの運行及び予約体系の構築にあたっては、多言語対応や訪日外国人旅行者の利用しやすさにも配慮することとし、対応言語、案内方法その他効果的な多言語対応の手法について提案すること。
  - (5) 事業実施報告書の作成  
事業終了後、遅滞なく（1）～（4）の業務の実績報告書を作成、提出すること。
- 4 目標水準  
本事業で実証運行する観光バスは、1便あたりの平均乗客数15名及び利用者アンケート等での「大変満足」の項目の選択者5割以上を事業効果の目安とする。  
また、旅行会社、OTA、宿泊施設等と連携した予約体系についても重視するものとし、その他適切な実績（アウトプット）や事業効果（アウトカム）について、別途提案・設定すること。

5 留意事項及び提案事項

(1) 留意事項

- ア 本事業で取り扱う個人情報、個人情報保護法等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。
- イ 本委託業務は、道が定める委託契約の区分（委任契約、準委任契約、請負契約）のうち、準委任契約とするので契約額は上限額となり、受託者は委託業務終了後、実際に業務に要した経費について、収支精算書を提出しなければならない。
- ウ 本委託業務に係る経費について、具体的な経費の内容が分かる書類を作成・保存等すること。
- エ 契約履行過程で生じた成果物の著作権は全て北海道に帰属するものとする。

(2) 提案事項

- ア 本事業の目的及び新千歳空港から管内主要観光地・宿泊施設への二次交通に係る課題等を踏まえつつ、事業全般に係る基本的な考え方、業務実施フロー、実施体制及び関係機関との連携体制等について、簡潔かつわかりやすく提案すること。
- イ 具体的かつ実現可能で、最大限の事業効果が期待できる業務処理スケジュールを提案すること。なお、運行開始までの準備期間、広報開始時期、予約受付開始時期等についても明示すること。
- ウ バスの実証運行については、運行ルート、停留所、運行期間、運行日、運行本数、使用車両、運賃設定、予約・販売手法等について具体的に提案するとともに、想定利用者数、乗車率、訪日外国人旅行者の利用割合等について、可能な限り根拠を示した上で提案すること。  
また、冬季運行を踏まえ、安全かつ安定的な運行を確保する観点から、運行管理体制、荒天時等の対応、安全対策等についても提案すること。
- エ 広報活動については、ターゲット市場、活用媒体、情報発信手法、旅行会社やOTA、宿泊施設等との連携内容、広告効果の測定方法等について、具体的に提案すること。
- オ 効果検証及び分析については、利用実績、利用者属性、満足度、費用対効果等の分析手法、KPIの設定、アンケート実施方法、将来的な事業化可能性の検証方法等について、具体的に提案すること。
- カ 多言語対応については、対応言語、案内表示、予約システム、問い合わせ対応等における具体的な対応内容について提案すること。
- キ その他、本事業の効果を高めるための独自提案がある場合は、積極的に提案すること。

6 実績報告書の提出

受託者は、事業終了後、速やかに実績報告書を紙媒体（A4版）1部及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部にて提出すること。

7 委託期間

委託契約締結の日（6月下旬を想定）から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

8 予算上限額

21,961千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限額とする。

9 審査基準

審査の具体的項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目		配点
(1) 業務遂行能力全般		
ア	提案者の事業内容や観光交通・二次交通・旅行商品造成等に関する知見から、本業務を効果的かつ確実に遂行することが期待できるか。	10点
イ	業務責任者及び従事者の配置、関係機関との連携体制、緊急時対応等を含め、本業務を円滑に遂行できる体制となっているか。	10点
ウ	運行準備、広報開始、予約受付、分析・検証等を含め、具体的かつ実現可能なスケジュールとなっているか。	10点
(2) 企画提案内容		
ア	運行バスの運行計画は、運行ルート、停留所、ダイヤ、運賃設定、予約体系等について、観光客の利便性、需要創出、既存交通との棲み分けとの観点から、効果的な内容となっているか。 また、運行にあたり、安全管理への配慮が十分に図られているか	15点
イ	広報・販売戦略について、ターゲット設定や誘客効果の観点から実効性の高い提案となっているか。	15点

ウ	効果検証及び分析について、利用実績、費用対効果分析、アンケート手法等について、将来的な事業化判断に資する内容となっているか。	15点
エ	多言語対応、予約システム、案内表示等について、訪日外国人旅行者の利便性向上に配慮した内容となっているか。	5点
オ	本事業の効果を高める独自の工夫や追加提案があり、将来的な展開性や継続性が期待できる内容となっているか。	10点
(3) 道施策との適合性		
ア	「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。	4点
イ	「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。	1点
ウ	国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。	5点

10 選定業者数

1者を選定する。

11 企画提案者の参加資格要件

(1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第167号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

ケ コンソーシアムを構成する企業間に本業務の受託及び遂行に係る明確な協定等が存在すること。また、北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について、責任の所在が明確であること。

12 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

(1) 提出書類 参加表明書（別添様式1）、添付資料（必要に応じて下記のア～カ）

ア 参加申請をする者が法人の場合は商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書

イ 参加申請をする者がコンソーシアムの場合は、コンソーシアム協定書等の写し及び構成するそれぞれの法人の商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書

ウ 道税について滞納がないことを証する納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）に滞納がないことの証明書

オ 健康保険、厚生年金、雇用保険について支払い義務を履行していることを証する納付証明書等（届出義務がない者については、社会保険等適用除外申出書を提出すること。）

#### カ 誓約書

- (2) 提出部数 参加資格審査申請書、添付資料とも1部
- (3) 提出期限 令和8年(2026年)6月5日(金)午後5時(必着)
- (4) 提出場所 「18問い合わせ」先まで
- (5) 提出方法 持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)による

#### 13 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、企画提案書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書(別添様式2)、「14企画提案書の作成方法」参照)、添付資料
- (2) 提出部数 6部
  - ※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。文中にも記載しないよう注意すること。
  - ※北海道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定を受けている場合は、該当の認定書(写し)1部を提出すること。
  - ※「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認証書(写し)1部を提出すること。
  - ※国が実施している、「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書1部を提出すること。
  - ※コンソーシアムの場合は、各構成員各々提出すること。
- (3) 提出期限 令和8年(2026年)6月19日(金)午後5時(必着)
- (4) 提出場所 「18問い合わせ」先まで
- (5) 提出方法 持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)による

#### 14 企画提案書の作成方法

- (1) 「9審査基準」を参考に、「5留意事項及び提案事項」に沿って具体的に企画提案すること。
- (2) 別紙「令和8年度(2026年度)石狩観光モビリティ実証事業委託業務企画提案書」を表紙とし、次頁以降を目次、頁番号を付した企画提案内容とすること。用紙の大きさは日本工業規格A4判とし、片面印刷とすること(以下、「企画提案書」という。)
- (3) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまわないが、社名やロゴマーク、従業員名等、提案者が特定できる字句、図柄は一切使用しないこと。また、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。
- (4) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止する。
- (5) 提案内容は、全て企画提案書に記載すること。別添となるパンフレットや補充資料、図面等については受理しない。また、提出された企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできない。

#### 15 企画提案内容のヒアリング

- (1) 企画提案の内容についてヒアリングを行う。ヒアリングの日時・場所は別途通知する。
- (2) ヒアリングでは、企画提案書に記載された内容についてのみ説明することとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認められない。
- (3) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、書類による第一次審査を実施し、上位5者をプレゼンテーションへの参加事業者とする。

#### 16 再委託の禁止

- (1) 次のような場合は、再委託を認めない
  - ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合
  - イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合
  - ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合
- (2) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承認することができる。この場合において、受託者は、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要正当を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者は変更の届出を提出するものとする。
  - ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
  - イ 再委託することに合理的な理由があるとき。
  - ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾が生じるものでないとき。
- (3) 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容(業務内容、必要

性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等)を記載すること。

#### 17 その他

- (1) 本公募型プロポーザルに係る説明会は実施しない。質問等がある場合は、個別に説明するので「18問い合わせ」先まで問い合わせること。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。
- (3) 企画提案の採否については文書で通知する。
- (4) 参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なす。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものと見なす。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書等の提出書類は返却しない。委託事業者の選定のためだけに使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 選定者決定後、提出のあった企画提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要(図・写真を含む)、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額(支出内訳を含む)については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用についてはあらかじめ企画提案者の承諾を得たものとして扱う。
- (7) 提出された書類は、北海道において必要な場合、複製することがある。
- (8) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

#### 18 問い合わせ

〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館6階  
北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係 中山  
TEL : 011-204-5830 (直通)  
FAX : 011-232-1044  
mail : nakayama.keita@pref.hokkaido.lg.jp